

宇部市道路占用許可基準

第1章 一般基準

(占用の許可)

第1条 道路の占用は、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合に限り許可するものとする。

(占用物件の構造等)

第2条 占用物件の構造等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないものであること。
- (2) 堅固で耐久性を有するとともに、他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
- (3) 道路の強度（橋又は高架の道路に取り付ける場合にあつては、当該橋又は高架橋の道路の強度）に影響を与えないものであること。

(占用の許可の条件)

第3条 道路の占用に係る許可の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号。第4号及び第6号において「法」という。）、道路法施行令（昭和27年政令第479号。次条において「政令」という。）、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）、宇部市道路占用料徴収条例（昭和44年条例第16号。第8号において「条例」という。）、宇部市道路占用規則（平成26年規則第43号。以下「規則」という。）及び宇部市道路復旧に関する協定書並びに規則第2条第1項及び第6条の許可申請書の記載事項を遵守すること。
- (2) 占用者は、占用に関する工事を実施しようとする場合にあつては規則第6条の規定により、工事を完了した場合にあつては規則第8条の規定により道路管理者に届け出て必要な指示を受けなければならない。
- (3) 道路交通法に基づく所轄の警察署長の許可を受けること。
- (4) 占用の期間が満了したとき、又は占用を廃止したときは、法第40条第1項及び規則第14条の規定により、あらかじめ道路管理者に届け出て必要な指示を受けた後に、速やかに占用物件を除去し、道路を原状に回復すること。
- (5) 占用に関する工事又は占用に起因して、道路の構造物、附属物又は第三者に損害を与えた場合は、占用者の負担において、原形復旧又は補償を完全に行わなければならない。
- (6) 占用について法第71条第2項第1号のやむを得ない必要が生じた場合による

処分又は命令がなされたときは、占有者は、異議の申立及び損失の補償の請求をしないこと。

- (7) 占有物件は、道路の構造、保全若しくは交通上又は公益上の障害とならないよう、申請者の負担において、維持管理をしなければならない。
- (8) 占有料は、条例第3条第2項の納入通知書により、指定期日までに納入すること。この場合において、既に納めた占有料は、特別な場合を除き返還しない。
- (9) 占有に関する工事等のため、第三者の承諾又は協議を必要とするものは、工事着手前にその手続きを完了すること。
- (10) 道路の占有に関する工事に伴い旧区画線を消去する場合には、削り取り式で行い、新旧の区画線が錯さうしないようにすること。
- (11) 許可を受けた工事期間内に着手できない特別の事情のあるとき、又は完了する見込みがないときは、あらかじめ道路管理者に届け出て必要な指示を受けなければならない。
- (12) 占有者は、自ら定期巡視を行い、障害の復旧に努めるとともに、道路管理者が必要に応じ指示する占有物件の現況報告等の提出について、速やかに応じること。
- (13) 占有者は、当該掘削に起因して復旧完了日から2年以内に復旧箇所が破損又は沈下したときは、道路管理者の指示に従い占有者の負担により直ちに手直しをすること。

(工事の実施方法等)

第4条 占有に関する工事の実施方法は、政令第13条に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事の施工に当たっては、交通の支障にならないように留意するとともに、工事標識等の標示施設の整備について道路管理者の指示を受けなければならない。
- (2) 掘削は、最小限度とし、当日埋め戻しを完了すること。
- (3) 舗装部分の掘削は、切断機で丁寧に切り取ること。
- (4) 交通整理員を工事区間の両側に配置して交通の安全と円滑を図ること。

2 道路の復旧方法は、政令第15条に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 埋戻しは、所定の作業終了後直ちに次に掲げる方法により施工すること。
 - ア 埋戻しは、各層(層厚は、原則として20センチメートル以下とする。)に適正な締め機械で十分締め固めること。
 - イ 埋戻しは、ダスト、良質の土砂等と入れ換えて埋め戻すこと。ただし、掘削土砂がこれら土砂等と同等以上の質であると認められる場合においては、この限りでない。
 - ウ 山留工の取り外しは、適正な施工方法により行うこと。ただし、崩壊のおそれがある場合は、道路管理者と協議の上、残置することができる。
 - エ 軟弱地盤又は湧水及び溜水を排除しながら埋め戻すこと。

(2) 舗装の復旧構成は、次の表のとおり施工すること。

区 分	舗 装 (アスコン合材)	上層路盤 (粒調碎石)	下層路盤 (クラッシャーラン)	摘 要
N4 (A交通)	5センチメートル	10センチメートル	20センチメートル	2車線(又は1車線 で幅員6.5メートル以上)
N1～N3 (L交通)	5センチメートル	10センチメートル	15センチメートル	幅員3.0メートル以上 6.5メートル未満
簡易舗装	4センチメートル	10センチメートル	-	
歩 道	3センチメートル	-	10センチメートル	
歩道(切り下げ部)	簡易舗装以上とすること。			
仮 復 旧	3センチメートル	-	-	本復旧までの暫定 措置
N5(B交通)、 N6(C交通)等	原 形 復 旧			道路管理者と事前に 協議すること。

(3) 舗装の復旧幅について

ア 舗装の復旧幅は、掘削幅及び影響幅で構成する。

イ 影響幅は、車道部にあっては両側各30センチメートルとし、歩道部にあっては両側各20センチメートルとする。

ウ 掘削箇所の端から道路の端までの残り幅が1メートル未満の場合は、残り幅も含めて復旧を行うこと。ただし、残り幅1メートル以上の場合でも掘削箇所の端から1メートル以内に舗装の切れ目等があるときは、残り幅も含めて復旧すること。

(4) その他

ア アスファルトの施工継目には、防水等のため^{れきせいざい}瀝青剤(ストレートアスファルト)処理を行うこと。

イ 道路の掘削により横断歩道、区画線等に影響した場合は、速やかに原形復旧すること。

ウ 掘削埋戻し後速やかに本復旧できない場合は、暫定措置として仮復旧を行うこと。

第2章 個別基準

(電柱又は公衆電話所)

第5条 電柱又は公衆電話所の道路の区域内の地面に接する部分は、次の各号のいずれかに該当する位置とする。

- (1) 法面（法面のない道路にあっては、路端に近接する部分）
 - (2) 歩道内の車道に近接する部分
- (電線)

第6条 電線に関する基準は、電線を地上に設ける場合において、電線の最下部と路面との距離が5メートル（既設の電線に附属して設ける場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合にあっては4.5メートル、歩道上にあっては2.5メートル）以上であること。

(突き出し看板、日よけ及び投光器)

第7条 突き出し看板、日よけ及び投光器（以下「突き出し看板等」という。）に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 路面上に1メートル以上突き出してはならない。
- (2) 車道端からの出幅が0.5メートル以下である場合の突き出し看板等の最下部と路面との距離は、2.5メートル以上とすること。
- (3) 車道端からの出幅が0.5メートルを超え1メートル未満である場合の突き出し看板等の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とすること。
- (4) 歩道に突き出す場合の突き出し看板等の最下部と路面との距離は、2.5メートル以上とすること。

(地下埋設物)

第8条 地下埋設物に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 電線を車道の地下に埋設する場合の電線の頂部と路面との距離は、当該電線を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。次号及び第三号において同じ。）に0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル）以下としないこと。また、電線を歩道（当該歩道の舗装が国等からの通達により示された強度を有するものに限る。次号及び第三号において同じ。）の地下に埋設する場合の路面と電線の頂部との距離は、0.6メートル以下としないこと。
- (2) 水管又はガスを埋設する場合のその頂部と路面との距離は、当該水管又はガスを設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合にあっては、0.6メートル）以下としないこと。この場合において、水管又はガスの本線以外の線を歩道の地下に埋設するときは、その頂部と路面との距離を0.6メートル以下としないこと。
- (3) 下水道管の本線を埋設する場合のその頂部と路面との距離は、当該下水道管を

- 設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が1メートルに満たない場合にあつては、1メートル）以下としないこと。なお、埋設する下水道管の本線以外の線の頂部と路面との距離は、車道の地下に埋設する場合にあつては当該道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には0.6メートル）以下、歩道の地下に埋設する場合にあつては0.6メートル以下としないこと。また、下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1メートル以下としないこと。
- (4) 当該占用物件を埋設する場合は、他の埋設管、構造物等の離隔距離を0.3メートル以上とすること。
- (5) 前各号の対象となる管路の種類、規格及び管径は、道路管理者の指定したものとす。ただし、指定したものと同等以上の強度を有するものについては、指定する管径を超えない範囲内で用いることができる。
- (6) 前各号の基準によりがたいときは、道路管理者と事前に協議すること。
- (7) 占用者は、占用物件が不用となった場合は、撤去すること。ただし、やむを得ない事情により、管類等暗渠構造物を残置するときは、その内空にモルタル等を注入するなど、道路構造の保全、交通の危険防止のための措置を講ずること。また、将来、道路管理者が撤去を要請する場合は、占用者の負担により速やかに撤去すること。なお、道路管理者が自らの事業で撤去を行う場合は、これを無条件で承認すること。

附 則

この基準は、平成28年6月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後の許可に係る占用物件について適用する。ただし、施行日前に設置された突き出し看板等にあつては、第7条第2号及び第3号の規定は、適用しない。